

# いわき市UIJターン支援事業

移住前の10年間のうち、通算で**5年間**（うち直近連続1年）以上、**東京23区**在住又は東京圏在住で**東京23区通勤**の方が、**いわき市へ移住**（一定の条件あり）した方へ、**移住支援金**を支給します。

単身世帯：**60万円** 2名以上の世帯：**100万円**

18歳未満のお子さまひとりあたり：**100万円** を加算

## 1 UIJターン支援事業とは？

いわき市では、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域※）を除くエリアからいわき市に移住した方で支給要件を満たした場合、支援金を支給します。

※条件不利地域 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町等 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村  
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市等 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市等

## 2 移住支援金の額は？

- ・単身の場合60万円 ・二人以上の世帯の場合100万円
- ・18歳未満のお子さまを帯同して移住した場合、お子様ひとりあたり100万円を加算

## 3 補助対象者になるのは？

次の①移住元の要件 ②移住先の要件 ③就業や起業、関係人口の要件をすべて満たす場合、移住支援金の対象となる可能性があります。

### ①移住元の要件

□ 次のA及びBのいずれにも当てはまること

A 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区に通勤していたこと。

※ 東京23区内の企業等へ就職した方については、東京23区内の大学等への通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

B 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していたこと。

### 移住元の要件対象例

Aさん

町田市に在住し、千代田区の大学に4年間通学し、八王子市の企業に1年間通勤した後、転職し、港区の企業に2年間通勤した場合

町田市 在住	通学	千代田区	対象	4年間
町田市 在住	通勤	八王子市	対象外	1年間
町田市 在住	通勤	港区	対象	2年間

Bさん

荒川区に4年間在住し、就職のため川崎市に転居し、川崎市の企業に2年間通勤した後、転職し、大田区の企業に3年間通勤した場合

荒川区 在住			対象	4年間
川崎市 在住	通勤	川崎市	対象外	2年間
川崎市 在住	通勤	大田区	対象	3年間

Q 本社が東京23区、勤務地が横浜市の場合は対象になるの？

A 対象外です。通勤先が東京23区であることが必要です。

Q 在住期間や通学・通勤期間はどやうやって確認するの？

A 在住期間については、戸籍の附票や住民票の除票の写し等、通学期間については、大学等の在学証明書や成績証明書等、通勤期間については、就業証明書や退職証明書、離職票等で確認しております。

## ②移住先の要件

次のA及びBのいずれにも当てはまること

A いわき市に住民票を異動してから1年以内であること。

B いわき市に5年以上継続して居住する意思があること。

Q 5年以内に市外へ転出した場合はどうなりますか？

A 原則として、いわき市での居住期間が3年に満たない場合は全額、3年以上5年以内に市外へ転出した場合は半額返還となります。

## ③就業(転職/テレワーク)や起業、関係人口の要件

次のA～Eのいずれかに当てはまること

A 福島県の就職マッチングサイト『感動！ふくしま』プロジェクトに移住支援金の対象として掲載された求人情報に応募し新規で採用されること。

B 福島県が実施するプロフェッショナル人材事業等を利用して採用されること。

C 自己の意思により、移住元の業務を移住先においても引き続きテレワークで実施しながらいわき市を生活の本拠とすること。

D 移住前から本市と関係人口であった方(いわきファンクラブの登録者、IWAKIふるさと誘致センターの登録者、移住イベント参加者等)で、県内企業等に就職または、県内で起業、就農していること。

E 福島県が実施する起業支援事業(地域課題解決型起業支援事業補助金)に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

Q 支援金における関係人口とはなんですか？

A 福島県やいわき市等が主催する移住関連イベントへの参加者や、IWAKIふるさと誘致センターに相談登録をしている方などです。

Q 就農とは家庭菜園でも当てはまるのか？

A 原則として、農作物を販売し収入を得ていることが分かる書類(確定申告書等)の提出が必要となります。



問い合わせ先 いわき市役所創生推進課

☎ : 0246-22-7025 ✉ : souseisuishin@city.iwaki.lg.jp

